

## 運用サービス個別規程

### 第 1 条(規程の適用)

当社は、運用サービス個別規程（以下「本規程」という）を定め、これにより運用サービスを提供します。

2 本規程が『J ストリームサービス基本規約（以下「基本規約」という）』と異なる内容を定める場合は本規程を優先するものとします。

3 本規程に定められていない条件及び用語は、基本規約に定めたものを適用するものとします。

### 第 2 条(個別契約の成立)

個別契約は、当社が担当する作業期間、作業フェーズ、作業内容、特記事項等の取引条件を記載した注文書をお客様が当社に交付し、当社が承諾したときに成立するものとします。

### 第 3 条(委託業務の範囲)

お客様が当社に委託する業務(以下「委託業務」という)の範囲は、次の各号に定めたとおりとします。

- (1) WEB コンテンツの更新業務
- (2) WEB ページの更新業務
- (3) WEB システムおけるデータの更新業務
- (4) 各号の業務に関連付帯する業務

2 本業務の業務内容やお客様と当社の役割分担等本件業務遂行に必要な事項が本件業務の実施の過程において、修正、追加、削除等の変更が必要となった場合、お客様及び当社は、本契約に定めるその他の条件の変更の要否、変更内容を含め、すみやかに協議するものとします。

### 第 4 条(制作仕様書及び関連資料)

当社は個別契約毎に委託業務に関する仕様書、又はシステム設計書や関連資料(以下「制作仕様書」という)を作成し、これをお客様に提示します。

2 制作仕様書にてお客様に承認いただいた以降の内容の変更は原則としてできません。但し、お客様と当社との間で別途協議の上で合意した場合は制作仕様書の内容及び納期、委託料を変更することができるものとします。

3 お客様の求めにより、制作仕様書その他契約において定めのない業務を当社が行った場合は、当社は、別途合理的な範囲内の費用を請求することができます。

### 第 5 条(納入・検収)

当社は、契約に定める納期までに制作仕様書に記載された成果物を制作し、別途個別に契約を締結した場合を除き、当該成果物をお客様に引き渡します。

2 当社は、書面による別段の合意のない限り、中間生成物及びソースコードは引き渡し義務を負いません。

3 お客様は成果物の引渡しを受けたときは、引き渡し後 2 週間の検査期間内にこれを制作仕様書の内容を基準として検査していただきます。

4 お客様は前項の期間内に検査をした後、当該成果物が制作仕様書記載の品質を有しているときは、成果物に対しての検収を承認し、検収書に押印するものとします。成果物の引渡し後 2 週間を経過しても、お客様から成果物に対しての権限のある署名又は記名押印のある書面による変更指示、又は改修指示がない場合、検収の承認があったものとみなします。

### 第 6 条(著作権)

お客様より提供される著作物及び創作物に関する著作権その他の知的財産権については、お客様自身に一切の責任が帰属し、当社としては一切責任を負わないものとします。また、万が一、第三者とお客様との間で著作権その他の知的財産権に関する紛争その他のトラブルが発生した場合でも当社は一切関知しないこととします。

2 お客様が正当な権利を有する第三者の著作物、創作物を使用するにあたっては、当該権利者に対し、著作権法等関連法規の定める事項を遵守して適正な使用を行う義務を負うこととします。

3 書面による別段の合意のない限り、お客様へ納品した成果物その他一切の制作物の著作権は、契約以前よりお客様及び第三者に帰属しているものを除き、当社に帰属するものとします。

## 第7条(第三者委託)

当社は、当社の責任において、お客様に通知することなく各業務の一部を第三者に再委託することができるものとします。

2 当社は再委託先に対して、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づく同様の義務を、再委託先に負わせるものとします。

## 第8条(運用中の免責)

お客様が、WEB サイトを通じて発信した情報やサービスにより、他のお客様或いは一般の第三者に対して損害を与えた場合は、お客様はその損害を自己の責任と費用により解決して頂きます。

2 お客様が自ら利用するコンピューター、通信機器、通信ソフト等に関しては、当社は無償によるサポートを行わず、その義務も負わないこととします。別途有償にてサポートを当社が請負う際には、その内容及び料金等につきお客様と当社との間で協議して定めることとします。

3 当社は、天災地変その他やむを得ない事由により、お客様に事前通知なくサイト公開の提供を一時停止することがあります。尚、サイト公開中の維持に不可欠なシステムに係る保守点検及び各種調整によるサイト公開提供の一時停止に関しては、予見可能な範囲において当社よりお客様に対して事前に通知するよう努めるものとします。

4 情報発信の遅延、WEB サイト公開の一時停止及び情報の消失等が発生した場合でも、当社は責任を負わないこととします。

## 第9条(協議)

個別契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、お客様と当社間において誠意をもって協議の上決定します。

改訂履歴

作成・改訂	改訂箇所
平成26年8月6日	初版